



# 沢辺税理士事務所通信

平成27年3月1日号

NO.011

## 電子申告の今

確定申告真っ最中の時期ですが、税務署は数年前から電子申告の普及に力を入れており、利便性や安全性も年々向上しているため、今ではずいぶん便利になりました。自分で確定申告をする場合、今ではすべて手書きで作成する方よりも、国税庁のホームページの確定申告書作成コーナーで作成したものを見出し、必要書類をつけて郵送する、という方が増えてきています。返信用封筒を同封すれば、受付印のついた控え書類を返送してくれます。

電子申告はもう少し進んで、源泉徴収票などの書類も添付書類データとして作成すれば提出不要で(保存は必要)、印鑑を押さなくても本人もしくは税理士の電子署名を添付すればペーパーレスで申告が完了してしまいます(一部、原本提出が必須なものもあり)。

ただ税理士に依頼しない場合は、自分で住基カードを取得してバーコードリーダーを買ってくるなど最初に環境を整えるのが手間なため、ややハンドルがありました。しかし日経新聞によりますと、平成29年からはスマートフォンのSIMカードを利用して、本人認証ができるようになるようです。さらにマイナンバー制度が始まると、医療費情報が共有化されて、医療費の領収書の添付すらなくなるとも言われています。

## 帳簿保存期間

決算や確定申告が終わった後、領収書や請求書などの書類はいつまで保管するのかというご質問をよくいただきます。かさばって場所を取るので、なるべく処分しておきたいというお気持ち、よくわかります。

「7年間保存してください」とお答えしております。これは、税務署の調査が入った際にさかのぼって申告の修正をされる可能性があるのが最長7年間(通常は3年程度で、7年はよほど悪質な場合のみ)だからです。ただし、会社法では10年と定められています。また、法人の場合赤字の繰越可能期間が7年から9年に伸びており、今年の税制改正でさらに10年まで伸びます。そのため厳密にいいますと「10年」の保存が好ましいということになります。**保存スペースに余裕がある方は10年間保存してください。**

## 「投資」と「投機」と「ギャンブル」の違い

日経平均がとうとう18,000円を突破して参りました。第三の矢はなかなか飛んでこないように思いますが、円安、アメリカ経済の好調、そして日銀金融緩和と年金資金等の買い支えにより株式市場は好況のようです。

私は「ぜひ株を始めて下さい」とお勧めする気はありませんが、「投資」「投機」「ギャンブル」の3つの違いを理解することによって、少なくとも株式投資で借金を抱えるようなことはなくなると思います。

この記事の詳しい内容は事務所ホームページのブログをご覧ください。

税理士 沢辺 で検索

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目9番25号 コンフォートNビル404

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>